



- 事務所を移転して1か月過ぎました。引っ越しのバタバタからは解放されました。
- 東横線の中目黒駅はもちろん、大井町駅や大崎駅からのバスでもアクセスできます。近くにお立ち寄りの際には、ぜひお越しください。

外国人を雇い入れる前に必ず確認しましょう

外国人を雇い入れる

- 近年、外国人労働者を雇い入れる事業所が増えてきました。外国人の方は、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という)で定められている在留資格の範囲内において、日本での就労活動が認められています。外国人の方を雇い入れる際には、就労が認められているかどうかの確認が必ず必要です。

外国人雇用状況の届出

- 事業主の方は、外国人の方を雇い入れる際には、外国人の方の「在留カード」等により、就労が認められるかどうかを確認しましょう。短時間勤務者の場合でも、外国人の雇入れ、離職の際に、その氏名、在留資格などについて確認し、ハローワークに「外国人雇用状況の届出」の提出が必要です。
- こちらの届出を怠ると、30万円以下の罰金が科されますので注意が必要です。



- 外国人雇用は、日本人にはない発想を社内を導入できたり、出身国との取引のチャンスをもたらしてくれます。
- しかし、機械操作マニュアルの多言語化などの職場の安全配慮や、受け入れ側となる日本人社員に対する教育も行い、外国人社員が安心して活躍できる職場を作っていきます。

「賞与支払届」の届出は漏れていませんか？

賞与支払届

- 賞与についても健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納付することになっています。賞与支払時に保険料を控除した場合、「賞与支払届」を年金事務所へ提出しなければ支給した賞与額が年金事務所に正しく登録されないため、結果将来もらえる年金額が減ってしまうことになります。
- 毎月の社会保険料は年金事務所から納付書が送付されてきますので、納付漏れは起こりにくいですが、賞与は会社から申告しますので、申告忘れが起こりやすい傾向があります。
- 通常の手続きでは過去2年間しか遡れません。(本人の申し立てがあれば最大10年間遡れます)「徴収されたが将来の年金額に反映されていない。」というトラブルが起こらないようお気を付けください。



- 年金事務所に賞与支払月を登録していると、その時期になると賞与支払届の用紙が送付されてきます。定常的に賞与を支給する場合は、賞与支払月を登録しておきましょう。



平成27年9月30日施行の改正労働者派遣法に関するQ&A

Q 個人情報保護の観点から、社会保険の資格取得や被保険者証の写しではなく、事業所又は事業主の適用証明書の写し等(雇用保険適用事業所設置届事業主控や健康保険・厚生年金保険適用届の控等)で代替することはできないか。

A 派遣元事業主の労働者が適正に社会保険に加入していることを証明するために、派遣先に社会保険の資格取得届や被保険者証の写しを提示することとしている。
当該内容が証明できるのであれば、必ずしも資格取得届や被保険者証の写しではなくても構わないが、事業所又は事業主の適用証明書の写し等は、当該派遣労働者を社会保険に加入させていることが証明できないことから認められない。

Q 派遣契約期間の途中で派遣労働者が交代した場合、個人単位の期間制限は事業所単位の期間制限の抵触日にかかわらず3年となるのか。それとも事業所単位の期間制限の抵触日を超えない範囲内で設定するのか。

A 個人単位の期間制限は、事業所単位の期間制限の抵触日にかかわらず、当該派遣労働者の就業開始日から3年である。
ただし、この場合は、事業所単位の期間制限の延長がなされなければ、事業所単位の期間制限の抵触日までしか当該派遣労働者を受け入れることはできない。

Q 派遣法改正により、いわゆる26業務について労働者派遣の期間を3年とする告示(平成2年10月1日労働省告示第83号)が廃止されたが、今後、3年を超える労働者派遣契約を締結することは可能となるのか。

A 無期雇用派遣労働者のみを派遣することを契約上定めている場合については、期間制限の対象外であるから3年を超える期間の派遣契約を締結することは否定されない。
一方、有期雇用派遣については、派遣先の事業所単位の期間制限が3年であるため、期間制限の趣旨から、3年を超える期間の労働者派遣契約を締結するべきでない。



社会保険労務士法人アイプラス
代表社員 社会保険労務士 今井洋一
TEL: 03-3791-1181 FAX: 03-6674-2508 Mail: info@sr-plus.co.jp
受付時間 9:30~18:00 (土日祝日および弊社休日を除く)
<http://sr-plus.co.jp/>

いかがでしょうか？引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。
もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。